

高齢者インフルエンザ予防接種を受ける皆様へ【定期接種】

【インフルエンザについて】

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気です。38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感などの症状が突然現れます。また、のどの痛み、咳、鼻水などの症状もみられます。高齢者や免疫力が低下している人は肺炎などを伴い、重症になることがあります。流行する前のワクチン接種は発症予防や重症化予防に一定の効果があるとされています。

【インフルエンザ予防接種を受ける時期】

予防接種を受けてから抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が持続する期間は約5ヶ月間とされています。毎年1回、インフルエンザが流行する前の12月中旬までに接種を受けておくことが効果的といわれています。

【助成対象者】

接種当日に古賀市に住民登録があり、下記の①または②に該当する人。

①接種当日に65歳以上の人。

②接種当日に60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓、呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい（身体障がい者手帳一級程度）がある人。

※ご本人が接種を希望する場合にのみ予防接種を行います。予防接種を受ける義務はありません。また、ご本人に麻痺などがあって同意書に署名ができない場合や、認知症等があって正確な意思の確認が難しい場合は、家族やかかりつけ医によってご本人の接種意思の有無を確認していただく必要があります。確認ができなかった場合は、予防接種法にもとづく接種はできません。

【予防接種を受ける前に】

インフルエンザの予防接種について、気にかかることやわからないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師、市の担当者にお尋ねください。十分に説明を聞き、理解をした上で判断をしてください。

予診票は、接種医への大切な情報ですので接種を受けるご本人が責任をもって正確に記入してください。

【新型コロナワクチンとの接種間隔】

新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンの接種間隔に制限はありません。医師が特に必要と認めた場合は同時接種も可能です。

（うら面へつづく）

【予防接種を受けることができない人】

- ①明らかに発熱している人。（一般的に、接種場所で測定した体温が37.5度以上の人）
- ②重篤な急性疾患にかかっている人。「重篤かつ急性」の疾患に罹患している場合には、病気の進展状況が不明であるため接種を受けることはできません。「重篤でない急性」の疾患や「急性ではない重篤」の疾患に罹患している場合、予防接種による効果が疾患に対する影響を上回ると判断された人は、接種による効果と副反応について十分な説明を受けたうえ、予防接種を受けることができる。
- ③予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな人。
※「アナフィラキシー」とは通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。
- ④その他、医師が接種不適当な状況と判断した場合。

【予防接種を受ける前に医師に相談が必要な人】

- ①心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患がある人。
- ②予防接種で、接種後2日以内に発熱した人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状があらわれたことがある人。
- ③過去にけいれんを起こしたことがある人。
- ④過去に免疫不全の診断をされた人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人。
- ⑤インフルエンザ予防接種の成分又は、鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対して、アレルギーがあるといわれたことがある人。
- ⑥間質性肺炎、気管支喘息などの呼吸器系疾患がある人。

【受けた後の注意事項】

- ①予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- ②インフルエンザワクチンの副反応の多くは24時間以内に現れますので、この間は特に体調に注意しましょう。
- ③接種日当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすらないようにしましょう。
- ④接種当日はいつも通りの生活をして構いませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

【副反応】

接種後に注射の跡が、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすることがあります。また、熱がでたり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることがありますが、いずれも通常2～3日のうちに治ります。

【予防接種健康被害救済制度】

副反応の症状が出て心配な場合は、医師（医療機関）の診察を受けてください。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害（病気になったり障がいが残ったりすること）をなくすことはできないことから、救済制度が設けられており、ワクチンが原因の健康被害と認定された場合には給付があります。

より詳しい情報については、右記の
厚生労働省ホームページをご確認ください。



〈お問合せ先〉

古賀市(健康介護課) 電話 942-1151